

第4章 計画の内容

基本目標

男女共同参画社会の 形成を推進する基盤づくり

県民の誰もが平等と感ずることができ、一人ひとりがいろいろな夢を描いて明るく暮らせる社会でありたいものです。そのためには、女性と男性が、性別にかかわらず個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現することが重要です。

しかしながら、性別に基づく固定的な役割分担意識が影響した制度や慣行は依然として存在し、あらゆる分野や場面で男女が平等になっているとは言い難い状況にあります。

こうした状況は、それぞれの人々が理想とする生き方や社会での活動の可能性を狭めることにもつながるため、家庭、学校、職場、地域などにおいて、男女がお互いを尊重し、平等な立場で共同して社会に貢献できるシステムの構築が求められています。

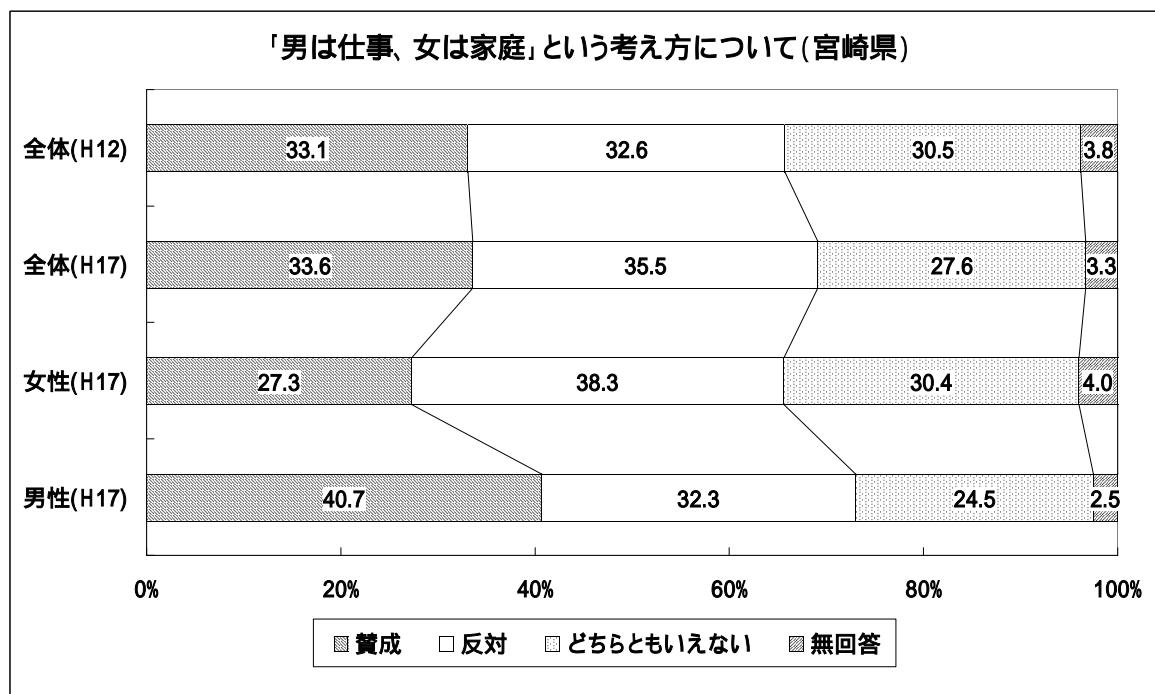
重点目標 1 男女平等意識の確立

現状と課題

平成17年度に実施した「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について肯定的な県民の割合は、平成12年の前回調査時（33.1%）とほぼ同様の結果となっています。また、男性のうち、「どちらともいえない」と答えた割合が、前回調査時より5.6ポイント減少し、「反対」と答えた割合が6.4ポイント増加していることから、男性の意識には変化が見られますが、女性は「反対」（38.3%）、男性は「賛成」（40.7%）の割合が高くなっており、依然として男女の意識の違いは現れています。

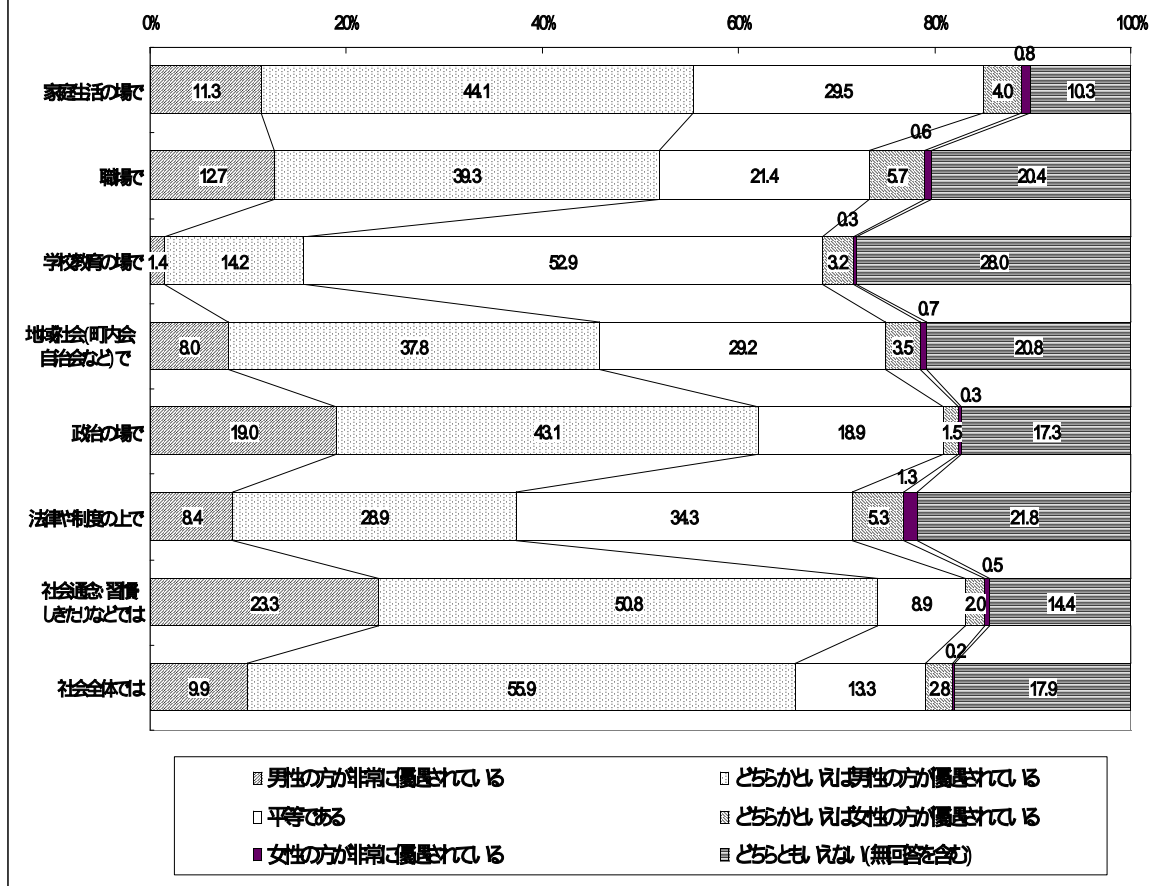
全ての分野において「男性優遇感」は前回調査時より減少しているものの、「学校教育の場」以外の場面では男性が優遇されていると感じる割合が高く、特に「社会通念・慣習・しきたり」では、74.1%の人が男性優遇と感じています。

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。家庭、学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして参画できるよう、男女平等意識を確立していく必要があります。



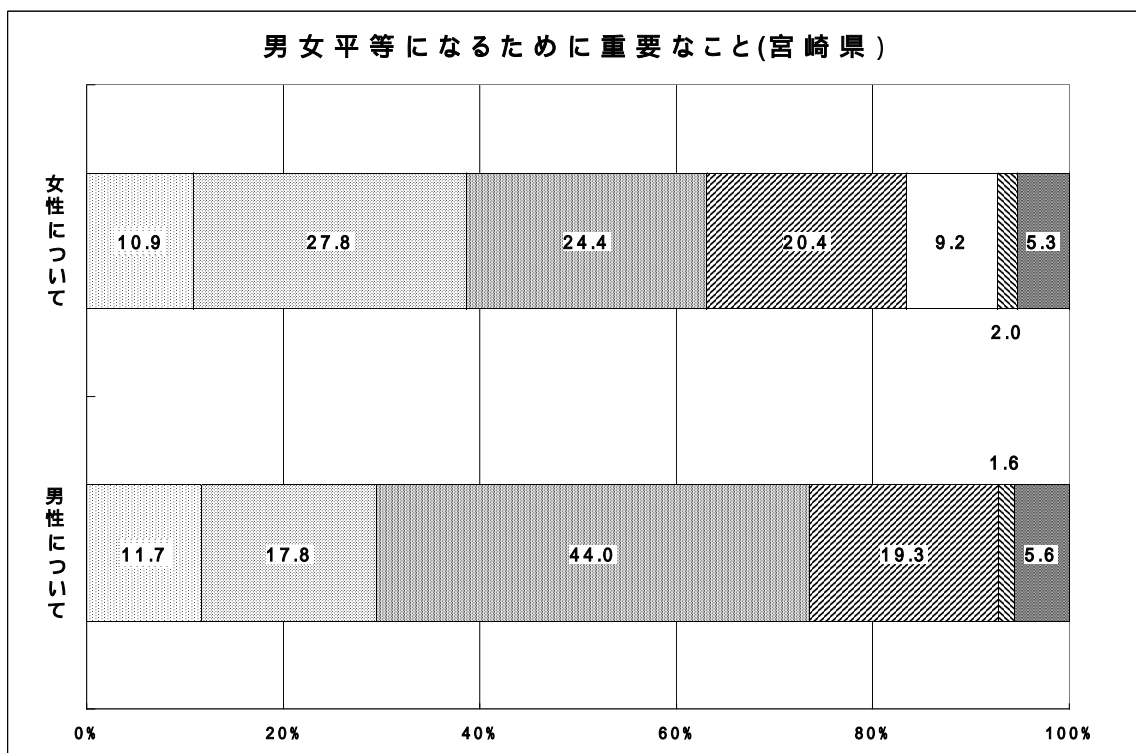
資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」（平成12年、平成17年）

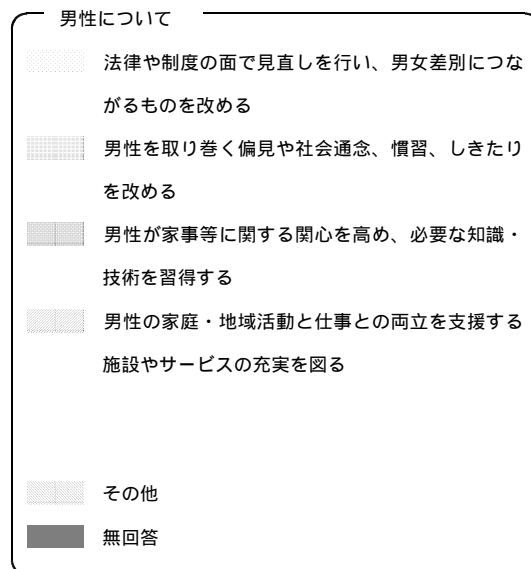
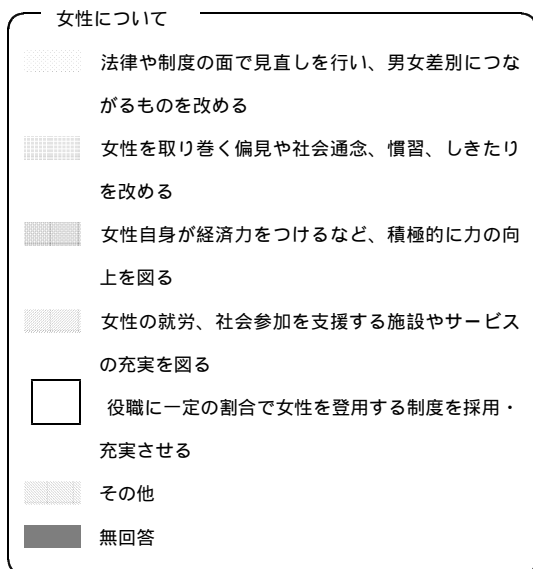
男女の平等感 (宮崎県)



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成17年)

男女平等になるために重要なこと(宮崎県)





資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成17年)

施策の基本的方向(1) 男女平等を推進する教育・学習の充実

学校教育、家庭教育及び社会教育等において、幼児期から自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

具体的施策

施策の内容	担当部局
男女平等等人権教育・啓発を推進する指導者の養成	地域生活部・教育庁
教材・学習プログラムの開発、体験的参加型研修の導入など教育内容・手法の充実	地域生活部・教育庁
人権問題に関する研修や学習のための教材・資料等の整備・充実	地域生活部・教育庁
男女平等等人権問題に関する研修会等の開催や研修会への講師派遣	地域生活部
NPO等民間団体による教育・学習の促進	地域生活部
社会教育における人権問題に関する学習を充実するための、社会教育関係者を対象とした研究協議や情報交換、研修の実施	教育庁

県民の声

男女平等教育が一番大事なところだと感じている。
 県民意識調査のアンケート回収率が低い(36.5%)ことは、宮崎県人として淋しい。男女共同参画に対する県民の無関心さを感じる。
 学校の先生や教育者向けの男女共同参画に関する啓発・研修をさらに進めてほしい。

施策の基本的方向(2) 個性を尊重する学校教育・地域活動の推進

学校や地域において行われる性別や世代を超えた様々な活動を通して、男女が互いの人格を尊重し、一人ひとりの個性と能力を発揮できるような教育・活動を推進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
少人数指導など、きめ細やかな指導を行うための指導方法や指導体制の工夫改善	教育庁
地域の教育資源を生かした教育課程の編成	教育庁
幼児、小・中・高校生を対象とした異年齢集団による宿泊体験や奉仕活動等の様々な体験活動を行う「豊かな心を育む体験活動」の実施	教育庁
勤労観・職業観を育むキャリア教育の充実	教育庁

県民の声

男女平等やDV防止の啓発は、大人だけの問題ではない。学校現場でも、性差別をなくす教育をある程度具体的に進める必要がある。
幼稚園や保育所における男女共同参画の教育も必要だと考える。

施策の基本的方向(3) 固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進

男女共同参画を実現するにあたっての大きな障害のひとつである、固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動を推進します。

具体的施策

施策の内容	担当部局
男女共同参画社会づくりについて理解を深めるための講演会等の開催	地域生活部
啓発リーフレットの作成、配布	地域生活部
メディアを活用した啓発の推進	地域生活部
児童・生徒向け啓発資料の作成・配付	教育庁

県民の声

男女共同参画に関する講座や行事はいろいろ行われているが、それらに参加する人はある程度男女共同参画を勉強している人が多い。一般県民に広く浸透させるために、さらに啓発活動をしてほしい。
男女共同参画社会づくりを周知徹底するために、マスメディアを大いに活用してほしい。テレビ、新聞・雑誌など、いろんなメディアに繰り返し登場すれば、大きな啓発効果があると思う。

施策の基本的方向(4) 男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

家庭、職場、地域などのあらゆる場面で、男女の立場の違いなどを反映して、結果的に中立に機能していない慣習・慣行について、その見直しのための啓発を行います。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
ジェンダーに敏感な視点を定着させるための啓発活動の推進	地域生活部
性別による偏りにつながるおそれのある慣習・慣行について見直しを呼びかけるための啓発活動の推進	地域生活部

指 標

項 目	単 位	現 況 値		平成23年度 目 標 値
			年 度	
男女の地位は平等になっていると感じる人の割合（社会全体で）	%	13.3	17	継続的に上昇を目指す
固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合）	%	33.6	17	継続的に減少を目指す

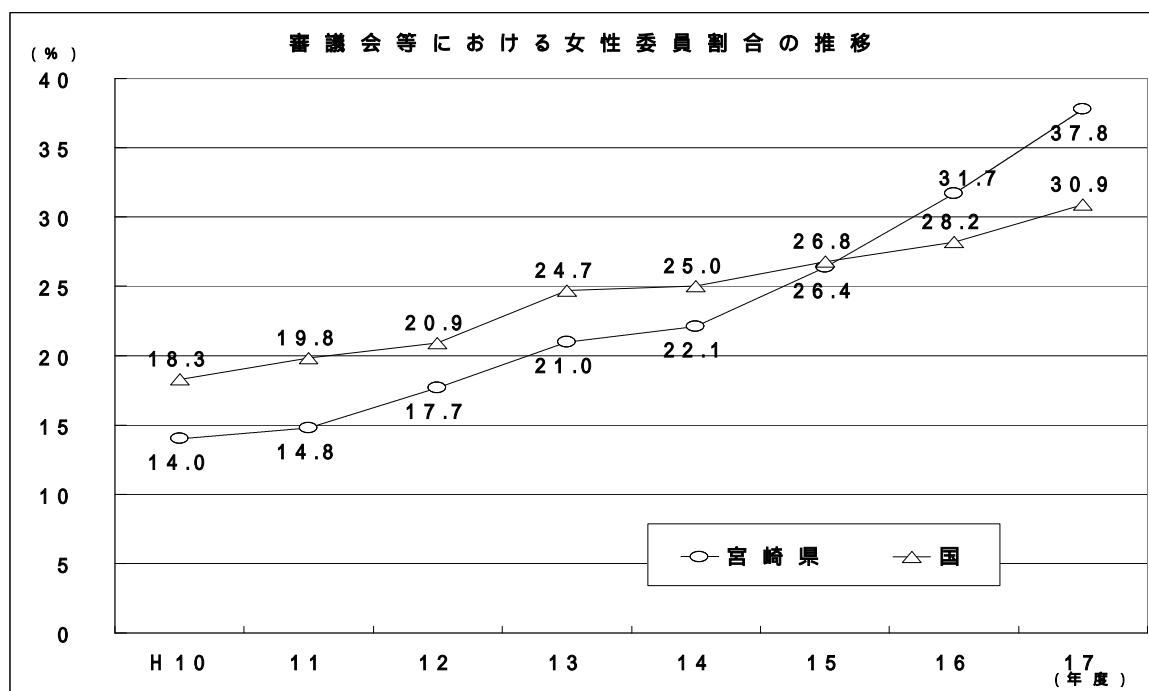
重点目標 2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

現状と課題

県の審議会等の女性委員比率を見ると、「平成21年度末までに50%」の目標値に対して、平成17年度末現在で37.8%と年々進んでいます。しかしながら、政策・方針決定過程への女性の社会参画の状況は、まだ十分進んでいるとは言えません。

本県における女性の社会参画を進めるためには、今後とも、市町村の取り組みを支援するとともに、企業・民間団体に対しても、広く女性の参画促進を働きかけていく必要があります。

一方で、女性自身も主体的に様々な課題に取り組み、解決を図っていく力をつけることや潜在的能力の開発が求められており、学習の機会や内容の充実を図っていく必要があります。



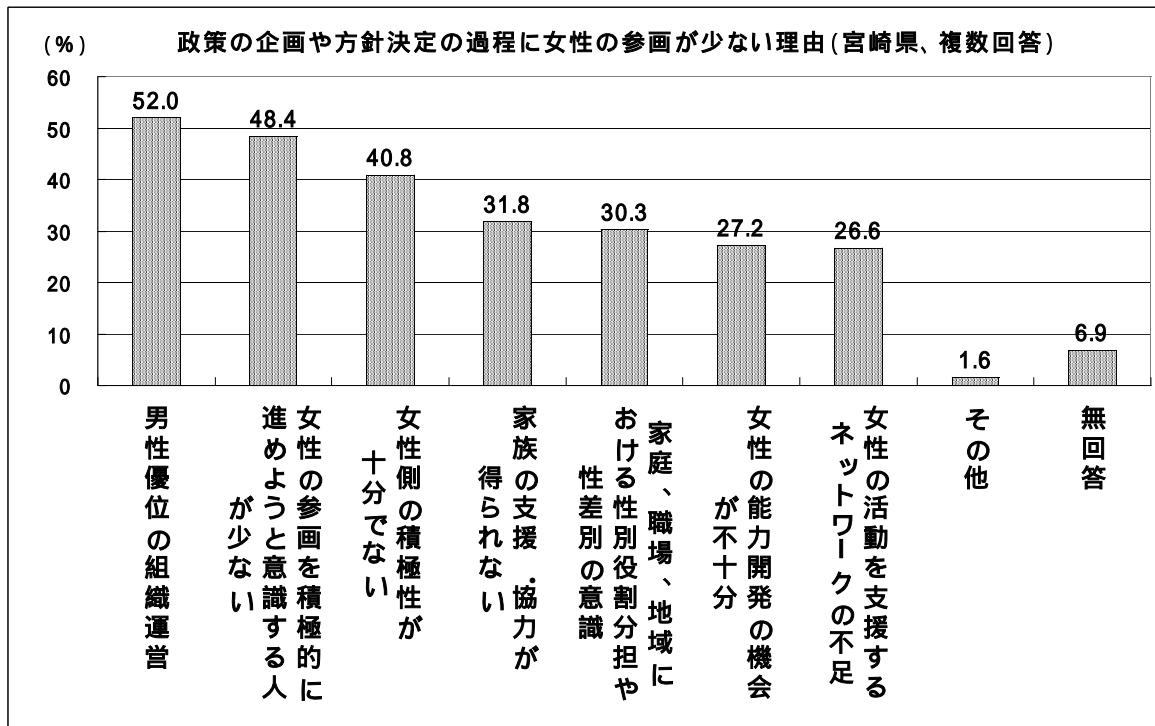
資料：内閣府、宮崎県青少年男女参画課調（ただし内閣府は各年度9月末現在）

県内の女性議員数

(人、%)

区分	昭50	昭55	昭60	平3.10	平8.4	平13.4	平18.4
県議会	定数	46	47	47	47	47	45
	女性議員	0	0	0	1	2	2
	割合	0.0	0.0	0.0	2.1	4.3	4.7
市町村議会	定数	904	902	876	815	810	773
	女性議員	4	6	12	17	25	30
	割合	0.4	0.7	1.4	2.1	3.1	3.9

資料：宮崎県市町村課調



資料：宮崎県「男女共同参画社会づくりのための県民意識調査」(平成17年)

施策の基本的方向(5) 政策・方針決定過程における女性の参画の拡大

多様な考え方を活かした豊かで住みよい社会を築いていくため、各種審議会等委員への女性登用を拡大するとともに、民間企業や各種団体等に対しても女性の参画促進を呼びかけます。

また、県においても、職員の多様な能力を活かす庁内公募制の活用等により、意欲と能力のある女性職員の積極的な登用に努めます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
県の審議会等委員への女性登用の推進	全部局
市町村に対する審議会等委員への女性登用の働きかけ	全部局
各種関係機関、団体等への女性の登用促進についての働きかけ	全部局
知事部局における女性職員の登用促進	総務部
教職員の管理職への積極的な女性登用の推進と女性が管理職として働きやすい環境づくりの推進	教育庁

県民の声

女性の登用を進めなければ、本当に女性や子どものことを考えた施策は生まれてこないと思う。

社会全体の女性登用を促進する意識を高めるためには、行政職員の意識から高めていかないと、目に見えて変わってこないと思う。

施策の基本的方向(6) 女性の人材の育成と情報収集・整備

あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、指導的な役割を果たす女性リーダーを育成するとともに、幅広い分野からの人材情報を収集・整備します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
審議会等委員への女性登用を進めるための、女性人材情報の整備及び積極的活用の推進	地域生活部
男女共同参画に関する学習機会を提供するための、国や関係機関が実施する会議、研修会等への派遣	地域生活部
農村・漁村女性指導士の育成	農政水産部
農村女性の技術向上や社会参画のための、自主活動の支援	農政水産部

県民の声

県民意識調査の結果で「女性の積極性が十分でない」とあるように、女性も反省しなければならない点があると思う。これは、本県では女性の議員数が少ないことにも現れている。

女性同士で能力開発に取り組み、責任ある立場に女性を送り出すなど、女性自身が元気を出して社会参画してほしい。

指 標

項 目	単 位	現 況 値		平成23年度 目 標 値
			年 度	
県の審議会等委員に占める女性の割合	%	37.8	1 7	50 (H21)
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	%	17.2	1 7	継続的な増加を目指す
知事部局職員の管理職(係長ポスト職以上)に占める女性の割合	%	6.8	1 8	継続的な増加を目指す
教職員の管理職(主要な主任ポスト職以上)に占める女性の割合	%	22.4	1 8	継続的な増加を目指す
農村女性リーダー育成	人	132	1 8	継続を目指す
漁村女性リーダー育成	人	13	1 8	継続を目指す
女性のJA正組合員加入促進(正組合員における女性の割合)	%	16.3	1 7	20%以上

重点目標 3 男女共同参画推進体制の充実

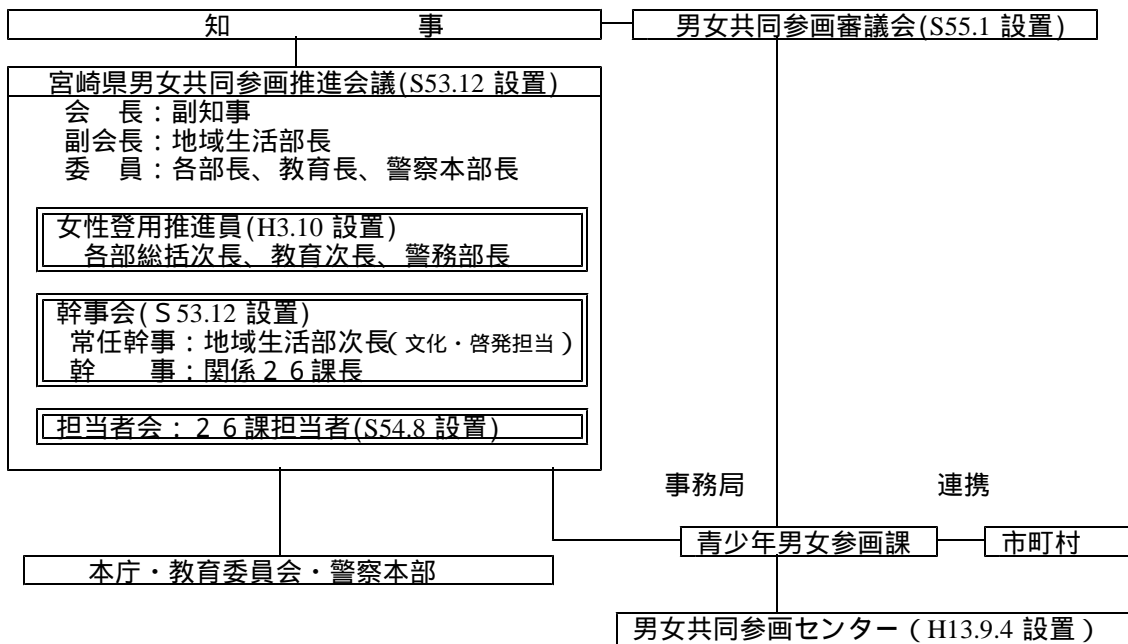
現状と課題

男女共同参画社会づくりに関する施策は広範多岐にわたっており、総合的かつ効率的な推進を図るためには、県や市町村における推進体制を充実させるとともに、定期的に計画の進捗状況を点検して、効果的な施策の見直しを図る必要があります。

県では、男女共同参画社会づくりの推進拠点として、宮崎県男女共同参画センターを設置し、情報提供、啓発、相談及び交流事業を実施していますが、地域の取組とも連携をとりながら、今後さらに施設や機能の充実を図ることが求められます。

男女共同参画社会の形成にあたっては、民間団体・グループによる地域に根付いた活動が重要な意味をもつため、それらの取り組みを促進することが必要です。

【宮崎県の推進体制】(H18.4.1現在)



【市町村における推進体制の状況】(H18.4.1現在)

庁内推進会議を設置している市町村数	13市町
男女共同参画推進懇話会を設置している市町村数	12市町

【宮崎県男女共同参画センター】

所在地：宮崎市宮田町3番46号（県庁9号館1階）

情報提供

男女共同参画に関する図書、ビデオ、新聞クリッピング等を揃え、情報提供を行うほか、ホームページによる情報発信をしています。

啓発

広報啓発誌を発行するほか、男女共同参画に関する講座の開催や、市民グループ等が行う研修会への講師派遣を行っています。

相談

総合相談（相談員による電話・面接相談）、専門相談（弁護士・臨床心理士による予約制面接相談）、チャレンジ支援相談を実施しています。

交流

男女共同参画社会づくりの交流活動やネットワークに取り組む民間団体やグループを支援します。

施策の基本的方向(7) 総合的な推進体制の整備・充実

宮崎県男女共同参画推進会議を中心に、関係各課のより一層の連携を図るとともに、各市町村に対して、推進体制の整備や男女共同参画計画の策定について働きかけます。

具体的施策

施策の内容	担当部局
男女共同参画の視点を取り入れた行政職員研修の実施	地域生活部
市町村の男女共同参画社会づくりを支援するための情報提供及び市町村職員を対象とした研修の実施	地域生活部

県民の声

市町村の担当者が年々変わったり、担当者の熱心さに違いがあるため、市町村によって、男女共同参画社会づくりに対する温度差がある。また、男女共同参画社会づくりの核となる部署や施設の有無により、取り組む姿勢が違ってくる。県は、市町村への支援や連携を強くしてほしい。

男女共同参画の担当者だけでなく、管理職の人に対する研修も行ってほしい。

施策の基本的方向(8) 男女共同参画社会づくりの拠点となる施設の整備・充実

宮崎県男女共同参画センターにおいて、県民のニーズに応じた事業展開を行うとともに、拠点としてふさわしい機能の充実を図っていきます。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
男女共同参画に関する図書、ビデオ、各種資料等の収集整備及び貸出	地域生活部
ホームページによる情報提供	地域生活部
広報啓発誌の内容充実	地域生活部
男女共同参画に関する講座の開催	地域生活部
民間団体等が行う男女共同参画に関する講演会等への講師派遣	地域生活部
女性が抱える問題解決のための相談機能の充実	地域生活部
グループ登録の促進とネットワークづくりの支援	地域生活部

施策の基本的方向(9) 自主的活動に対する支援と連携の促進

男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動を支援するとともに、相互の連携を図ります。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
NPO等民間団体等の相互の連携を図るための会議等の開催	地域生活部
商工会等の女性部活動に対する支援	商工観光労働部
地域女性の連帯と意欲を高め、地域婦人会の活性化を図るための支援	教育庁

指 標

項 目	単 位	現 況 値		平成23年度 目 標 値
			年 度	
庁内推進会議設置市町村の割合	%	41.9	17	継続的に上昇を目指す
男女共同参画推進懇話会設置市町村の割合	%	38.7	17	継続的に上昇を目指す
男女共同参画計画策定市町村の割合	%	41.9	17	継続的に上昇を目指す
男女共同参画条例制定市町村の割合	%	19.4	17	継続的に上昇を目指す